

ワイズメンズクラブ国際役員推薦西日本区内規

本内規はワイズメンズクラブ西日本区所属のメンバー（以下「本人」という）が国際役員（“Official Family” 構成員）に立候補するか、または推薦を受ける場合に、本人・推薦者ならびに西日本区のそれぞれがなすべき手続きを定めるものである。

1. この場合、本人ないし推薦者は、立候補ないし推薦の正式表明に先立ち、定められた期日内に、その意向を西日本区理事に申し入れ、これに対する西日本区としての対応決定を待たなければならない。
2. 西日本区理事は前項の申し入れを受けたとき、常任役員会において協議のうえ、西日本区としてこれを推薦するか否かの対応決定を速やかになし、本人ないし推薦者に通知するとともに適当な方法で発表しなければならない。
3. 前項の協議に際し、常任役員会は国際議員資格基準などに準拠しつつ本人のワイズメンとしての経歴、とくに西日本区役員の経験を考慮しなければならない。

1997 年 7 月 1 日 発効